

「I 総合判定の結果」の但し書きへの対応報告への回答

(提出日：平成 28 年 10 月 31 日)

(大学名：岡山大学薬学部薬学科)

(本評価申請年度：平成 25 年度)

## 審議結果

薬学教育評価機構

総合評価評議会

平成 29 年 3 月 2 日

## 但し書き

6年制薬学教育年限延長の趣旨に沿った薬学科の教育研究上の目的を早急に設定し、その対応状況に関する改善報告書を取りまとめ提出することを要請する。

### (1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

#### 1. 教育研究上の目的

### (2) 指摘された『基準』の番号および指摘事項

#### 【基準1-1】

6年制薬学科は、「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする」(学校教育法第87条第2項)のために修業年限が延長されている。同目的に沿った「学科の教育研究上の目的」を設定する必要がある。

### (3) 本評価時の状況

昭和44年に医学部薬学科が設置され、昭和51年に薬学部となった。教育研究上の目的は、昭和44年に設定された方針を堅持し、平成18年度の薬学教育制度の改定以降も、薬学の使命と社会への貢献を含み、薬学と薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映するものであるとして下記の目的が定められていた。

薬学に関する基礎及び応用の科学並びに技術を修得させ、薬学に関連する社会的使命を正しく遂行し得る人材を養成するとともに、薬学に関し深く研究を遂行し、社会の発展に寄与することを目的とする

### (4) 本評価後の改善状況

#### 【基準1-1】の改善状況

薬学科の教育目的の設定の必要性は、平成25年10月23日、24日に実施された訪問調査時に評価チームから指摘を受け、当学部もその必要性を認識した。そこで評価報告書が配信される以前から、教務委員会にて薬学科の教育目的の作成にとりかかった。その際目的には、基準1-1に示されているように、「目的が大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され」、かつ「臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする」ことが含まれる様に心がけた。案文は平成25年11月、平成26年1月の教務委員会での協議、修正をへて、平成26年2月の教授会で薬学科の教育理念・目標として定められた(下記)。新しい教育理念・目標には、「薬剤師としての業務を遂行するための専門的知識技能を教育する」との文言が明記されている。

#### 薬学科教育理念・目標(平成26年2月制定)

薬学科では、ヒトの治療を目的として物質を活用する、すなわち**薬剤師としての業務を遂行するための専門的知識技能を教育する**。さらに、これらを基にした解析・創出をも含む新たな知の創出を行うために、観察力・直観力・分析力・論理力・研究遂行能力・発信力を練磨し、もって国際社会に貢献する人材を育成する。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

【基準1-1】：岡山大学薬学部入学者受入方針ホームページ

(<http://www.pharm.okayama-u.ac.jp/profile/outline/>)

検討所見記入欄

「6年制薬学教育年限延長の趣旨に沿った薬学科の教育研究上の目的を早急に設定し、その対応状況に関する改善報告書を取りまとめ提出することを要請する。」との但し書きに関して、改善報告書では平成26年2月に薬学科の教育理念・目標を「薬学科では、ヒトの治療を目的として物質を活用する、すなわち薬剤師としての業務を遂行するための専門的知識技能を教育する。さらに、これらを基にした解析・創出をも含む新たな知の創出を行うために、観察力・直観力・分析力・論理力・研究遂行能力・発信力を練磨し、もって国際社会に貢献する人材を育成する。」と定め、ホームページなどに公表されている。

これは本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断できる。